

厚生労働省北海道労働局発表
平成28年11月21日

【担当】
北海道労働局労働基準部安全課
課長 工藤 英司
安全専門官 渡邊 哲也
電話：011-709-2311 (内 3557)
FAX：011-756-0056

「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」を展開します

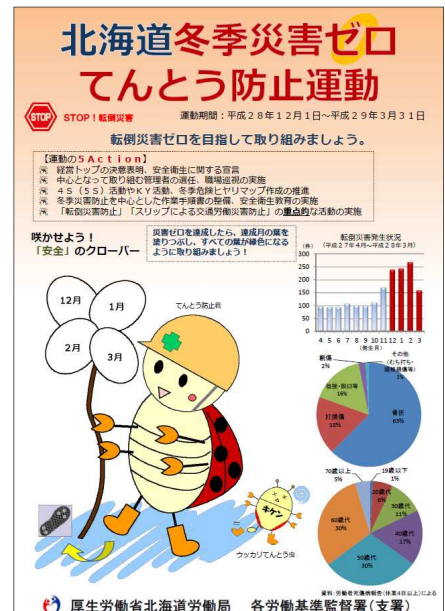
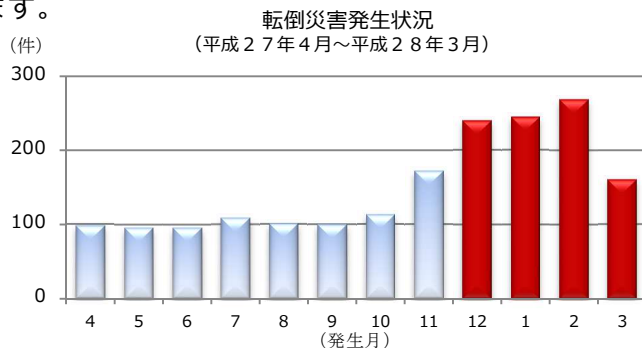
－ 平成28年度「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」の取組について －

北海道労働局では、平成28年12月から平成29年3月までの期間、

「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」を次のとおり展開します。

1 「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」の趣旨

北海道内における平成27年の休業4日以上労働災害による死傷者数は6,568人で、そのうち転倒による災害は1,797人と27.4%を占めており、また、転倒災害のうち5割は12月から3月にかけて発生しています。このことから、北海道労働局では、冬季の転倒災害を重点的に減少させるため、「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」を展開します。

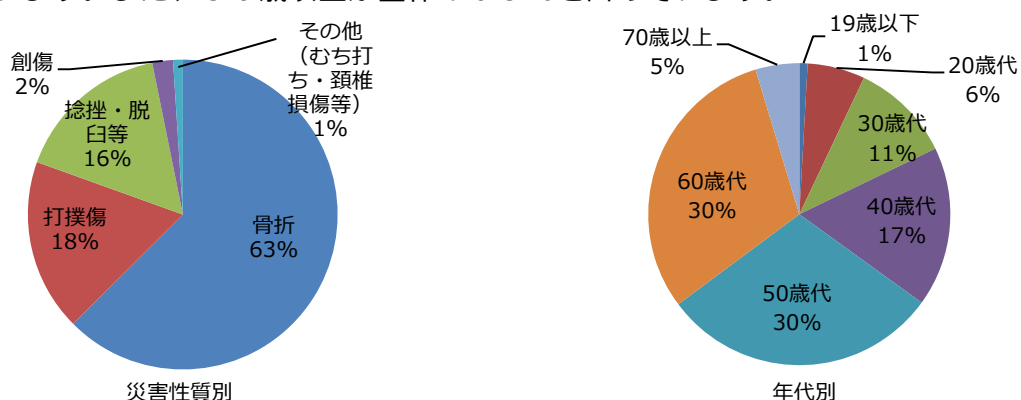


2 転倒による労働災害の発生状況

今回で本運動は3年目となりますが、平成28年5月末までに道内の労働基準監督署（支署）に報告された、前年度の同運動期間中の労働災害は2,197件で、前々年度の2,430件と比べ233件減少（9.6%減少）しました。

そのうち、転倒により発生した災害は853件で、前々年度の962件と比べ109件減少（11.3%減少）となりました。

転倒災害では「骨折」が63%と大多数を占め、続いて「打撲傷」、「捻挫・脱臼等」となっています。また、50歳以上が全体の65%を占めています。



3 本運動の取組方法

「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」実施要領（添付資料リーフレットの裏面参照）により取り組みます。

実施要領の実施事項「運動の5 Action」の実施計画を立て、「具体的な転倒災害防止対策（例）」を参考に活動し、月ごとに転倒災害ゼロが達成されたら、リーフレット又はステッカーの「てんとう防止君」が持っているクローバーの該当月の葉を緑色に塗りつぶし、すべての葉が緑色になることを目指して取り組みます。具体的には添付資料の「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」の取組方法を参照下さい。

各職場では、「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」ステッカーを貼り、本運動の取組中であることを宣言します。

運動期間 : 平成28年12月1日から平成29年3月31日

実施事項 : 「運動の5 Action」

- ☞ 経営トップの決意表明、安全衛生に関する宣言
- ☞ 中心となって取り組む管理者の選任、職場巡視の実施
- ☞ 4S（5S）活動やKY活動、冬季危険ヒヤリマップ作成の推進
- ☞ 冬季災害防止を中心とした作業手順書の整備、安全衛生教育の実施
- ☞ 「転倒災害」「スリップによる交通労働災害」の重点的な活動の実施

主唱者 : 北海道労働局 各労働基準監督署（支署）

協賛者 : （公社）北海道労働基準協会連合会

実施者 : 事業者及び労働者

【添付資料】

「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」リーフレット

「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」の取組方法

「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」ステッカー